

○八街市上水道委員会条例

(目的)

第1条 市の上水道事業の円滑な運営を図るため、本市に上水道委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 水道料金の改定に関する事。
- (2) その他水道事業の運営上重要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 需要者代表
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長が欠けたとき又は事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、水道課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附則(平成23年6月21日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八街市上水道委員会条例第3条の規定にかかわらず、改正前の八街市上水道委員会条例第3条の規定により、委嘱を受けた委員(次項において「旧委員」という。)の任期は、当該委員の任期までとする。

3 旧委員が欠けた場合であって、委員を補充するときは、当該委員の任期は、旧委員の残任期間とする。